

## 秋田県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称 小坂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小坂都市計画下水道事業 小坂町公共下水道（米代川流域下水道（鹿角処理区）関連）
- 3 事業施行期間  
平成7年11月17日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし